

## 広島県告示第九百九十号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定によつて、事業の認定をした。

平成二十二年十二月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 一 起業者の名称

安芸高田市

### 二 事業の種類

（仮称）可愛第二集会所新設工事

### 三 起業地

#### 1 収用の部分

広島県安芸高田市吉田町山手字大宮及び字菰口並びに吉田町川本字徳田地内

#### 2 使用の部分

なし

### 四 事業の認定をした理由

#### 1 法第二十条第一号の要件への適合性について

（仮称）可愛第二集会所新設工事（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十号に該当するものに関する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足するものと判断される。

#### 2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である安芸高田市は、交付金及び一般財源により財源措置を講じている。また、安芸高田市は、施設の設置及び管理に関する条例を改正する予定であることから、法第二十条第二号の要件を充足するものと判断される。

#### 3 法第二十条第三号の要件への適合性について

（一）本件事業は、安芸高田市が、安芸高田市吉田町山手字大宮及び字菰口並びに吉田町川本字徳田地内において、住民自治活動の充実を図るため、新たな集会所を整備するものである。

安芸高田市は、住民と行政のまちづくりの指針となる安芸高田市総合計画（以下「総合計画」という。）において、「心豊かで創造性に富んだまちづくり」の実現を基本計画とし、住民の主體的な参加と行政が協働するまちづくりの推進を目標としている。また、この目標の達成に向けた住民自治活動の推進を行っており、基幹集会所等を活動拠点として提供している。

こうした中、安芸高田市吉田町山手、吉田町川本、吉田町竹原、吉田町中馬、吉田町常友、吉田町小山及び吉田町福原から構成される可愛地区（以下「可愛地区」という。）は、安芸高田市三十二地区のうち二番目に人口規模の大きい地区であり、地区内にある住民自治団体及び全住民が構成員となる可愛地区振興会（以下「振興会」と

いう。)が組織され、地域住民自らが創意工夫ある活発な活動を行っている。

この可愛地区の住民自治活動の活動拠点である可愛集会所(以下「現集会所」という。)は、昭和五十六年に建設された施設であり、振興会部会の定期会議、また、老人会のスポーツ活動や自主活動団体の行う文化芸能活動等に多様な利用がされている。しかし、現集会所は、活動スペースが手狭なため、振興会役員会や地域住民の集會行事など多人数が参加する行事を実施出来ず、また、自主活動団体や老人会の活動における活動人員が増加しているにもかかわらず、活動スペースや部屋数の不足から、さらなる活動の実施が出来ない状況であり、住民自治活動の推進及び安芸高田市の施策であるまちづくりの推進に支障を来している。

本件事業が完成すれば、活動の内容により二つの集会所に分けて住民自治活動を行うことが可能となり、これまで実施することが困難であった活動や行事を行うことが可能となる。このことにより、可愛地区の住民自治活動のさらなる充実を図ることができることとなり、安芸高田市の施策である住民の主體的な参加と行政が協働するまちづくりの推進に寄与することとなる。また、新たな災害避難場所としての利用も図られることから、得られる公共の利益は大きいと考えられる。

他方、本件事業の起業地内の土地には、文化財保護法(昭和二十五年法律二百四十四号)による周知の埋蔵文化財包蔵地はなく、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)に基づく動植物について、現地調査及び「改訂・広島県の絶滅のおそれのある野生生物」を基に検討を行った結果、それらの存在は確認されていないことなどから、失われる利益は小さいものと考えられる。

以上のことから、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められる。

- (二) また、本件事業の位置の選定については、山手字大宮地区新設案(以下「申請案」という。)のほか、現集会所隣地新設案及び元中学校グラウンド跡地新設案の三案で検討が行われている。申請案と他の二案を比較すると、利用者の利便性に優れ、工事施工の難易度も低いことや事業費が最も廉価となることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して申請案が最も合理的と認められる。

- (三) 以上のことから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足するものと判断される。

#### 4 法第二十条第四号の要件への適合性について

- (一) 3(一)で述べたように、総合計画に基づく平成二十二年実施計画において、地域拠点施設整備を主要事業と位置付けており、さらに、可愛地区振興会長から、本件事業の早期施行について強い要望があることから、できるだけ早期に施行する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

- (二) 起業地は、本件事業を実施するために必要とされる最小限の範囲である。

(三) 本件事業の起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段にはなじまないもので、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と考えられる。

(四) したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められ、法第二十条第四号の要件を充足するものと判断される。

## 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件をすべて充足すると判断される。

## 五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

広島県安芸高田市役所